

社会福祉法人ほかにわ共和国 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ほかにわ共和国（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事・監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(役員等の報酬等)

第2条 当法人の役員等には、報酬を支給しないものとする。

2 在任期間1年以上の役員等が退任する場合には、別に定めるところにより退職慰労金を支給する。

(費用の弁償)

第3条 役員等（当法人の職員である者を除く。）が、理事会及び評議員会に出席した場合並びに監事が監査を実施した場合には、次のとおり費用を弁償する。

(1) 日 当：5千円

(2) 交通費：旅費規程に基づき計算した額

2 役員等が理事長より出張を命じられた場合には、旅費規程に基づき、その費用を弁償する。

(委員会委員への費用弁償)

第4条 当法人が設置する委員会の委員に対する費用の弁償については、前条の規程を準用する。

(改廃)

第5条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

1. この規程は、平成29年 6月22日から施行する。
2. この規程は、平成30年 6月27日から施行する。